

岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）の学位の審査に
関する取扱要項

平成18年3月8日
制 定

（趣旨）

第1条 岐阜大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）（以下「看護学専攻」という。）の学位の審査は、岐阜大学大学院学則、岐阜大学学位規則及び岐阜大学大学院医学系研究科規程に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（学位論文）

第2条 学位論文の作成については、別に定める。

（学位申請の手続）

第3条 学位を申請する者は、主指導教員及び副指導教員の承認を得てから、次に掲げる書類を医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| （1）学位論文審査希望届（別紙様式第1号） | 1部 |
| （2）学位論文審査願（別紙様式第2号） | 1部 |
| （3）学位論文 | 3部（正本1部、写本2部） |
| （4）学位論文要旨（別紙様式第3号） | 3部 |

2 学位論文審査希望届の提出は、1月初旬又は7月初旬までとする。

3 学位論文審査願、学位論文及び学位論文要旨の提出は、1月下旬又は7月下旬までとする。

（審査委員の推薦）

第4条 審査委員は、主査1名、副査2名以上とし、看護学専攻学務委員会（以下「学務委員会」という。）は学位論文審査希望届の提出を受け、審査委員候補者を選出し、「学位論文審査候補者名簿」（別紙様式第4号）を作成し、指定の期日までに研究科長に提出するとともに、看護学専攻教授会議に報告する。

2 主査候補者は、研究指導適格者で、当該論文審査等を行うにふさわしい研究領域または研究手法の業績を有する者とする。

3 副査候補者は、看護学専攻の研究指導適格者で、当該論文審査等を行うにふさわしい研究領域又は研究手法の業績を有する者とする。ただし、副査候補者のうち1名は当該論文の主指導教員を推薦することとする。

4 審査委員候補者には、異なる専門分野の者を1名以上含めなければならない。

5 当該論文の内容に精通した審査委員候補者が看護学専攻にいない場合、主査または副査候補者の1名を看護学専攻以外に求めることができる。

（審査委員の任務）

第5条 審査委員は、学位論文の審査及び公開最終試験又は学力の確認を行う。

2 審査委員は論文が提出された日より一週間以内に、当該論文の専門的な検討を行い、当該論文について評価項目ごとに採点し、各素点とその合計点を審査結果として、学位論文審査採点票（別紙様式第5号）に記入して研究科長に提出する。

3 審査委員の主査は、集計された得点をもとに、副査を招集して合議を実施する。主査は、最終的な評価点に基づき学位論文審査報告（別紙様式第6号）を作成し、主査・

副査で確認後、研究科長に提出する。学位論文審査報告で不合格に該当する場合、主査は不合格になった理由を審査委員間で協議の上、理由書(別紙様式7号)を作成し、研究科長に提出する。

- 4 審査委員は、公開最終試験を経て、判定基準に基づき、公開最終試験評価表(別紙様式第8号)を作成し研究科長に提出する。
- 5 審査委員の主査は、評価表をもとに、副査を招集して合議を実施する。主査は、最終的な評価に基づき公開最終試験報告(別紙様式第9号)を作成し、主査・副査で確認後、研究科長に提出する。
- 6 審査委員の主査は、公開最終試験を経て、口頭で学位論文の審査及び公開最終試験の講評を看護学専攻教授会議に報告する。
- 7 審査委員の任期は、当該論文審査等の合格又は不合格が判定される日までとする。

(審査に関わる任務)

第6条 審査に関する任務は学務委員会が行い、その任務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 論文審査等の実施に関し調整を行うこと。
- (2) 論文審査等の判定基準に関すること。
- (3) 学位論文審査候補者の選出と推薦に関すること。
- (4) 審査委員の主査より提出された「学位論文審査結果報告」(別紙様式第6号)に基づき、論文審査の合格又は不合格の確認を行い、看護学専攻教授会議にその報告を行うこと。
- (5) 看護学専攻教授会議における合格又は不合格の承認を受け、公開最終試験を企画・開催すること。
- (6) その他、論文審査等の実施に関すること。

(学位論文の審査及び公開最終試験の可否の議決)

第7条 学位論文の審査及び公開最終試験の可否の議決は、岐阜大学学位規則第17条に基づき看護学専攻教授会議が行う。

(学位論文の保管)

第8条 審査に合格した学位論文提出者は、1部を製本し、医学系研究科・医学部看護学科学務係(以下「看護学科学務係」という。)に提出する。

- 2 看護学科学務係は、製本された学位論文を保管する。

(学位論文の公表)

第9条 審査に合格した学位論文提出者は、その研究内容について口頭又は論文として発表しなければならない。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、学位論文の審査に関し必要な事項は、学務委員会の議及び看護学専攻教授会議の意見を聴いて、看護学専攻長が定める。

附 則

この要項は、平成18年3月8日から実施する。

附 則

この要項は、平成18年12月13日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年1月9日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年1月8日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年6月10日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年3月9日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年12月11日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。